



森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わったと聞いたけど、ホント？

ホントです。

令和5年4月より、森林※¹を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります※²。



林地開発許可制度が変わります!!

○ 森林※¹を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで

開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より

開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります※²。

※¹ 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。

※² ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

○ 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。